# 安全報告書（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

## 神話の里公園



遊覧リフト



## 霧島神話の里公園株式会社

令和8年5月1日

## 1.　利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃の利用とご理解、誠に有難うございます。
当社は、経営理念の第一に安全の確保を揚げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。
本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく積極的な意見を頂戴できれば幸いです。

霧島神話の里公園株式会社　　代表取締役社長
中重　真一

## 2.　基本方針と安全目標

(1)基本方針
当社の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように揚げ、社長以下従業員に周知・徹底しております。

(輸送の安全を確保するための方針)
一. 社長及び役員は、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他の事業活動に関する基本的な方針を具体的に定め、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めなければならない。

二. 社長、役員及び職員等は、次に揚げる安全に係る行動規範を理解し、輸送の安全確保に努めなければならない。
①一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
②輸送の安全に関する法令及び関連する規程(本規程を含む。以下、「法令等」という。)をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
③常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
④職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義ある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
⑤事故・災害等が発生した時は、人名救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
⑥情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
⑦常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

三. 第一項の方針に基づき策定した索道施設及び職員等に係る安全性の維持、向上のための施策は、適宜見直すものとし、当該施策及びこれに基づく取り組みの実績その他安全に関する情報については、毎年度これをとりまとめ安全報告書として公表する。

(2)安全目標　　＊神話の里公園リフトの営業開始はH.6年8月　(第一期はH6年8月～H10年7月)
第8期年次索道輸送安全目標(令和　4年8月～令和8年7月)は設備の不具合による事故、人為的ミスによる事故が起きないよう安全確保に努め、創業(平成6年8月営業開始)以来の無事故、無違反を継続します。

## 3. 事故等の発生状況

(1)索道運転事故(索道人身事故)
平成6年8月の営業開始以来一件も発生しておりません。

(2)災害(地震や暴風雨、雷など)
令和7年度は災害による運行停止はありません。
なお、強風、降雨による営業中止は34.5 日、延べ273.5時間です。

(3)インシデント(事故の兆候)
令和7年度は、国土交通省へのインシデント報告はありません。

## 4. 輸送の安全確保のための取り組み

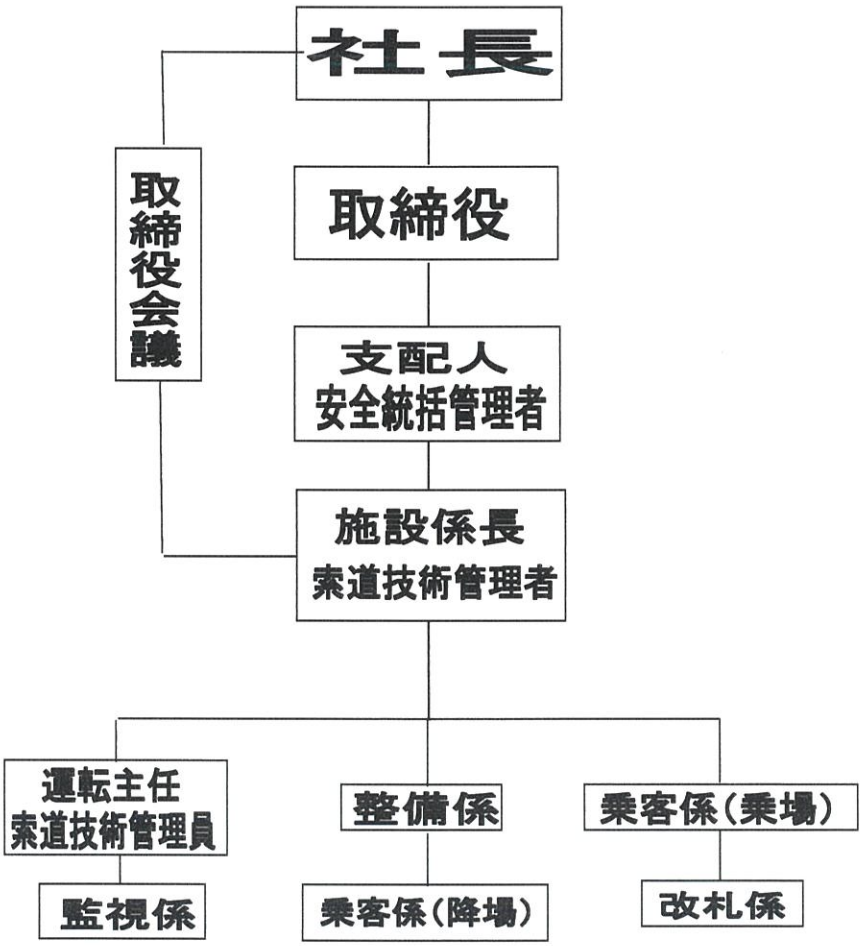
(1)人材教育
　当社では、輸送や皆様の安全に役立つよう、4月、7月、9月、12月に施設及び取り扱いについて安全教育を実施しています。

(2)緊急時対応訓練
　毎年　1回、職員一同にて救助訓練を実施しています。

(3)安全の維持・向上のための投資
　安全の維持・向上のため、施設の修繕に関しては、設置者である行政と協議しながら短期、中期の計画を立て、予算を組んで実施しております。

## 5. 当社の安全管理体制図

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。




| | |
|---|---|
| 社　　長 | 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う |
| 安全統括管理者 | 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する |
| 索道技術管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。 |
| 索道技術管理員 | 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。 |

## 6. 利用者の皆様の連携とお願い

(1)「お客様の声をかたちにしています」
安全で信頼される索道をつくるため、皆様の御指摘、アドバイスをお聞かせ下さい。
皆様のお声を真摯にうけとめ信頼される索道事業の運営に役立てます。

(2)リフト乗車時の注意事項

①乗り方に慣れないお客様は、係り員にそのことを申し出て下さい。

②空き缶・タバコの吸殻・その他の物品を乗ってるリフトから投げ捨てないで下さい。

③搬器から飛び降りたり、搬器を揺らさないで下さい。

④衣服・携帯品・髪の毛などが、施設に巻きつかないように注意して下さい。

⑤改札後は係員の指示にしたがってください。